

## 愛知県立大学大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第42条に基づき、愛知県立大学大学院（以下「本大学院」という。）の研究生に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本大学院において特定の課題について研究することが適当であると認められる者とする。

- (1) 大学院を修了した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の理由がある者についてはこの限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を希望する者は、所定の期日までに、入学検定料を納入した上、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 研究計画書
- (3) 第2条に定める入学資格に係る修了（見込）証明書。ただし、本大学院（旧課程を含む）及び愛知県立看護大学大学院を修了又は修了見込みの者を除く。
- (4) 単位修得証明書及び成績証明書。ただし、本大学院（旧課程を含む）及び愛知県立看護大学大学院を修了又は修了見込みの者を除く。
- (5) 履歴書
- (6) その他学長が必要と認める書類

(入学の許可)

第5条 入学者の選考は各研究科会議が行い、入学の許可は学長が行う。

(指導教員)

第6条 研究生の指導教員は、提出された研究課題を基に、各研究科会議の議を経て研究科長がこれを定める。

(授業の聴講)

第7条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承諾を得て、各研究科及び指定された学部の授業科目を聴講することができる。

(在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究の必要により引き続き在学を希望する者に対しては、学長は各研究科会議の議を経て期間の延長を許可することができる。

2 研究生が在学を許可された期間の満了を待たずに研究の終了を願い出たときは、学長は各研究科会議の議を経て期間の短縮を許可することができる。

(研究成果の提出)

第9条 研究生は、在学期間の終わりにその成果を研究科長に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第10条 学長は、研究生の願い出に基づき、研究証明書を交付することができる。

(規程の準用)

第11条 研究生に関しては、本規程のほか、本大学院学生に関する規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に本大学院の開業準備行為として行った平成21年度の入学者に係る選考、入学手続きについては、この規則の相当規定に基づいて行った選考、入学手続き等とみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度に新たに研究生として入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。